

2019 年 10 月 17 日
松栄ガス株式会社

令和元年台風 19 号により被災されたお客さまに対するガス料金等の特別措置について

このたびの令和元年台風 19 号により被害を受けられました皆様には心よりお見舞い申し上げます。
当社では、被災されたお客さまからお申し出をいただいた場合、次のような特別措置を行うことといたしました。本措置は被災された皆さまの今後の生活負担を少しでも軽減していただくために行うものとなります。

なお、「託送供給約款（小売託送）」に関する特別措置は、10 月 17 日に、関東経済産業局長へ、「託送供給約款等以外の供給条件」の実施について認可申請を行い、即日認可されたものです。

特別措置の内容

ガス料金について

- ①2019 年 9 月（支払期限日が災害救助法適用日以降となるもの）、同年 10 月及び同年 11 月検針分のガス料金について、支払期限*¹をそれぞれ 1 ヶ月間延長いたします。
- ②2019 年 10 月 12 日の属する料金算定期間の翌料金算定期間から 6 ヶ月間において、お客さまが、被災が原因で、料金算定期間を通じてガスを全くご使用できなかった場合は、全くご使用しなかった料金算定期間のガスの基本料金は申し受けません（10 月 12 日の属する料金算定期間の翌料金算定期間から 6 ヶ月間のうち、被災によりガスを全くご使用できなかった料金算定期間の基本料金にかかる特別措置となりますので、6 ヶ月が上限となります）。

(例) 11 月のガスの検針日が 11 月 8 日、12 月のガスの検針日が 12 月 10 日のお客さまが、被災が原因で、11 月 9 日から 12 月 10 日までガスを使用できなかった場合

○12 月検針分の料金算定期間（11 月 9 日から 12 月 10 日）を通じてガスを使用できなかったため、12 月分のガスの基本料金は申し受けません。

特別措置の適用対象

令和元年台風 19 号に関連して災害救助法が適用された地域*²にお住まいで、お申し出いただいたお客さまに適用させていただきます。

*¹支払期限：支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目をいいます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して 50 日目が、休日（日曜日、銀行法第 15 条第 1 項に規定する政令で定める日及び 12 月 29 日、12 月 30 日及び 1 月 4 日）の場合には、その直後の休日でない日となります。

*²内閣府発表の災害救助法適用地域（2019 年 10 月 14 日発表）※当社供給区域内のみ
埼玉県東松山市

お問合せ先
松栄ガス株式会社
総務部 企画総務グループ
TEL：0493-23-7151